

健保001	項目名	病院群輪番制病院設備整備事業費	
予算書項目	病院群輪番制病院設備整備事業費	ページ	47
年度	R2	所 属 名 健康こども部鳥取市保健所 保健医療課	
会計名	一般会計		
款	衛生費		
項	保健衛生費		
目	保健衛生総務費		
(単位：千円)			
補正前額	36,091		
要求額	333		
総務部長段階査定額	333	その他財源の内訳	
市長段階査定額	333	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		贈収入	333
		その他	0
区分	補正額		
財源内訳	国・県支出金	0	
	地方債	0	
	その他	333	
	一般財源	0	
	計	333	
行財政改革課処理欄			

事業の概要

【問合せ先】保健医療課 0857-30-8531

【10次総の施策体系】1301

【事業の経過及び背景】
二次救急病院（病院群輪番制病院）として一次救急病院（夜間休日急患診療所）からの紹介患者、傷病者及び救急患者の診察に対応するためには、医療機器は常に点検、更新をして一定の高いレベルを保つ必要がある。

【事業の目的及び効果】
必要な機器を更新し、救急患者の受け入れ態勢を整備することにより、本市の救急体制の充実が図られ、また救急担当医の負担軽減につながる。

【事業の内容】
平成29年度及び平成26年度～平成24年度の医療施設等設備整備補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、鳥取生協病院、鳥取赤十字病院からの返還分のうち、県（国）補助金分を県に返還するもの。
平成29年度分返還金 22千円
平成26年度分返還金 22千円
平成25年度分返還金 139千円
平成25年度分（平成24年度からの繰越分）返還金 58千円
平成24年度分返還金 92千円

※その他財源の諸収入は、対象病院からの返還金。

健保002	項目名	感染症対策推進事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）	
予算書項目	感染症予防費	ページ	49
年度	R2	所 属 名 健康こども部鳥取市保健所 保健医療課	
会計名	一般会計		
款	衛生費		
項	保健衛生費		
目	予防費		
(単位：千円)			
補正前額	169,212		
要求額	5,697		
総務部長段階査定額	5,697	その他財源の内訳	
市長段階査定額	5,697	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		贈収入	0
		その他	0
区分	補正額		
財源内訳	国・県支出金	5,697	
	地方債	0	
	その他	0	
	一般財源	0	
	計	5,697	
行財政改革課処理欄			

事業の概要

【問合せ先】感染症・疾病対策係 0857-30-8532

【10次総の施策体系】1301

【事業の経過及び背景】
鳥取市保健所管内においても新型コロナウイルス陽性者が発生しており、今後ますます迅速かつ的確な対応を実施するための整備が必要となる。
新型コロナウイルス感染症については、季節性インフルエンザの流行期に多数の発熱患者が発生することが想定され、検査や医療の需要が急増することが見込まれる。

【事業の目的及び効果】
インフルエンザ流行期に備えて、多数の発熱患者等が身近な地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を整備することにより、感染症対策の強化を図る。

【事業の内容】
各医療機関で採取した検体の収集運搬等業務 会計年度任用職員2名 1,611千円
新型コロナウイルス感染症軽症者等の搬送車両の整備経費 4,086千円

健保003	項目名	感染症対策推進事業費(新型コロナウイルス感染症対策)	
予算書項目	感染症予防費	ページ	49
年度	R2	所 属 名 健康こども部鳥取市保健所 保健医療課	
会計名	一般会計		
款	衛生費		
項	保健衛生費		
目	予防費		
(単位：千円)			
補正前額	0		
要求額	1,386		
総務部長段階査定額	1,386	その他財源の内訳	
市長段階査定額	1,386	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		贈収入	0
		その他	0
区分	補正額		
財源内訳	国・県支出金	1,386	
	地方債	0	
	その他	0	
	一般財源	0	
	計	1,386	
行財政改革課処理欄			

事業の概要

【問合せ先】 感染症・疾病対策係 0857-30-8532

【10次総の施策体系】 1301

【事業の経過及び背景】
 新型コロナ感染症については、その発生以来、全国的に多くの患者が生じ、健康を損なうとともに、医療提供体制に大きな負荷を及ぼしているほか、ひとりひとりが感染防止対策の徹底を求められるなど、生活に大きな影響を与えている。
 こうした中、国は新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを令和3年前半までに国民に提供できる数量を確保することを目指しており、また、国民への円滑な接種を実施するための、必要な体制を確保することとしている。

【事業の目的及び効果】
 仮に、来年当初に新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合に、速やかに市民への接種ができるよう備える。

【事業の内容】
 健康管理システム改修費 1,386千円

健保004	項目名	市立病院事業会計へ繰出(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	
予算書項目	市立病院事業会計へ繰出	ページ	51
年度	R2	所 属 名 健康こども部鳥取市保健所 保健医療課	
会計名	一般会計		
款	衛生費		
項	他会計繰出		
目	市立病院事業会計へ繰出		
(単位：千円)			
補正前額	14,274		
要求額	13,154		
総務部長段階査定額	13,154	その他財源の内訳	
市長段階査定額	13,154	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		贈収入	0
		その他	0
区分	補正額		
財源内訳	国・県支出金	13,154	
	地方債	0	
	その他	0	
	一般財源	0	
	計	13,154	
行財政改革課処理欄			

事業の概要

【問合せ先】 保健医療課 0857-30-8531

【10次総の施策体系】 1301

【事業の経過及び背景】
 鳥取市病院事業会計へ繰出

【事業の目的及び効果】
 全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、開設者が負担すべき院内感染防止にかかる経費を繰出し、医療提供体制の維持を図る。

【事業の内容】
 市立病院内での感染防止を図るための施設整備事業や医療提供体制の充実により、医療環境の整備を行う。またドライブスルーによるPCR検体の採取を実施するにあたり必要経費を繰出する。

新型コロナウイルス感染症対応による市立病院の必要経費の実績見込みに伴う増額

健保005	項目名	不妊治療費等支援事業費
-------	-----	-------------

予算書項目	不妊治療費等助成事業費	ページ	47
-------	-------------	-----	----

所 属 名	健康子ども部鳥取市保健所 健康・子育て推進課
-------	---------------------------

年度	R2
----	----

会計名	
一般会計	
款	衛生費
項	保健衛生費
目	母子保健費

(単位：千円)

補正前額	78,085
------	--------

要求額	23,548
-----	--------

総務部長段階査定額	23,548
-----------	--------

市長段階査定額	23,548
---------	--------

区 分	補正額
国・県支出金	2,741
地方債	0
その他	18,065
一般財源	2,742
計	23,548

その他財源の内訳	
分担金	0
負担金	0
使用料	0
手数料	0
財産収入	0
寄付金	0
繰入金	0
贈収	18,065
その他	0

事業の概要
<p>【問合せ先】子育て支援係 0857-30-8584 【10次総の施策体系】1201 【事業の経過及び背景】 晩婚化の影響もあり不妊に悩む夫婦が増加し、不妊治療を受ける方も増加しているが、不妊治療費は保険適用されず、全額自己負担となる。このため国は、不妊に悩む方への特定治療支援事業を実施し、治療に要する費用の一部を助成してきた(1/2国庫負担)。また、国の制度に加えて鳥取県独自の乗せ・追加助成制度も設けられており、手厚い助成が行われている(県負担)。中核市移行に伴い、平成30年度から鳥取市保健所が実施しているおり、令和2年度からは県にあわせて対象者及び助成額の拡大を行った。</p> <p>【事業の目的及び効果】 不妊に悩む夫婦に対し、治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、子どもを望む夫婦が安心して子どもを生み育てることができるよう支援する。</p> <p>【事業の内容・実績】 <特定不妊治療費助成(国制度)> 助成対象：初回治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合：6回、 43歳未満の場合：3回、43歳以上の場合：助成対象外 助成額：1治療あたり330,000円(国150,000円、市150,000円、県30,000円) 1治療あたり250,000円(国75,000円、市75,000円、県100,000円) 1治療あたり110,000円(国37,500円、市37,500円、県35,000円)</p> <特定不妊治療費助成(県制度)> 助成対象：国が定める助成回数の上限を超える治療に対して回数制限を設けて助成 助成額：1治療あたり78,000円 <人工授精費助成(県制度)> 妻35歳未満：対象経費の7/10を年度上限140,000円助成、通算2年度まで 妻35歳以上：対象経費の1/2を年度上限100,000円助成、通算2年度まで (実績(東部1市4町)) H30 特定不妊治療 国制度：391件 64,804,381円 / 県制度：86件 6,708,000円 人工授精 105件(組) 2,309,356円 R元 特定不妊治療 国制度：413件 67,554,816円 / 県制度：99件 7,722,000円 人工授精 110件(組) 2,343,671円
<p>※その他財源は、中核市関連事務県負担金。</p>

行財政改革課処理欄
